



全国で初の試み 福祉有償運送に助成金

北九州市地域福祉振興基金より

平成二十三年度から、北九州市の福祉有償運送を行っている団体に対し活動助成金が支給されることになりました。

現在、北九州市には九つの福祉有償運送の事業所があります。ほとんどは事業所が赤字経営になっています。

福祉有償運送の事業の運営も厳しい

このままでは、福祉有償運送の新規参入はおろか、今ある事業所の運営も厳しい状況になっています。現に北九州市では過去に二つの団体が活動を撤退しています。

そこで、その打開策の一環として、北九州市地域福祉振興基金（通称・ひまわり基金）から活動助成金を



ひとつの

足掛かりになる

これに対して、少しでも助成ができないかということ、北九州市の担当課である「いのちをつなぐネットワーク推進課」の方々が知恵を絞って、ひまわり基金側に提案し承認されました。

これは、北九州市で行っている福祉有償運送検討会において、福祉有償運送を行っている団体の意見交換会を2回に亘って行い、その中で各団体の厳しい現実が浮き彫りとなりました。

助成金の総額は約百万円です。これで、各事業所の赤字が解消されるとまではいきませんが、一つの足掛かりにはなると思います。また、このように福祉有償運送の団体に活動助成金を行っている事例は全国的に

高齢者等専用駐車区間制度

平成二十二年四月十九日から実施

高齢運転者等専用駐車区間制度とは

道路上に新たに高齢運転者等専用駐車区間を設置し、その場所においては高齢運転者等が運転し、かつ、「高齢運転者等標章」を掲出した普通自動車（軽自動車を含む）のみが駐車できる制度です。

ただし、すでに「駐車禁止等除外標章」の交付を受けている方は、除外標章を掲示することにより高齢運

転者等専用駐車区間に駐車することができます。

高齢運転者等とは

- ・ 年齢七〇歳以上の運転者
- ・ 聴覚障害者マーク身体障害者マークの対象の運転者
- ・ 妊娠中又は出産後八週間以内の運転者

対象車両は

対象者が運転する普通自

見ても他にないのではないかと思えます。

これは、先に述べた福祉有償運送検討会をも含め、北九州市の画期的な福祉施策の一つですが、この事例が全国に広がっていき、高齢者や障害者が安心して移動できる国になっていくことを期待します。

自動車（軽自動車を含む）に限られますが、自家用・事業用の別、届出台数に制限はありません。
※運転協力者として、移送サービスで運転する車両も対象となります。

「高齢運転者等専用駐車区間」の設置場所は

各道府県の警察署へお問い合わせ下さい。

駐車するためには

高齢運転者等専用駐車区間に駐車する際は「高齢運転者等標章」を普通自動車（軽自動車を含む）の前面の見やすい箇所に掲示することにより、駐車することができます。

※ 次の車両は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車することができません。

☆ 標章を掲出していないで駐車した普通自動車（軽自



自動車を含む

☆ 標章に記載された普通自動車（軽自動車を含む）以外の車両

☆ 「高齢運転者等」以外の方が運転して駐車した普通自動車（軽自動車を含む）

放置違反金は、通常の駐車違反に比べて二千円高い金額となります。

標章の申請の窓口は

住所を管轄する警察署（交通課）

☆ 申請に必要な書類

- ・ 申請書
 - ・ 運転免許証
 - ・ 自動車検査証
 - ・ 妊婦の方は、母子健康手帳など妊娠を証明する書類
- 詳しくは、お近くの警察署（交通課）又は県警察本部まで問い合わせ下さい。
（警視庁ホームページより抜粋）

「移送サービス」のついでに「1010」

に参加して

交通基本法制定の必要性を改めて実感

常務理事 梶原 待子

交通基本法が移動困難者にとって大事なこと

今回この勉強会に参加して、交通基本法が移動困難者にとって大事なことなのだということを改めて実感しました。

現在、国では交通基本法制定に向けての検討が始まっています。

今まで多くの障害者は、長年にわたって交通機関の利用にあたっては、多くの困難を強いられ続けてきました。

移動が困難な人は外出をあきらめるか家族が移動を支えなければなりません。

その家族の負担を地域全体で担うことや移動困難な



人も地域で社会生活を送ることを目的としていますから移動問題を社会問題としてとらえて、誰でも、いつでも、どこへでも自由に移動できる公平な社会作りをめざしていかなければならないと思います。

現在も障害者の移動の権利は明確には保障されていません。

「さわやか」コラム

看護人気「命の現場」知らぬ

資格の取れる

学部が人気

今年の大学受験では、資格の取れる看護・医療系学部の人気が上がったらしい。

就職難のご時世、最も需要のある職場だからだろう。

「本当は旅行会社に勤めたいけど、就職できるか分かんないし、看護師とか就職ラクそう」。

先日、看護大学を受験する女の子がテレビの取材に

二〇〇六年の交通バリアフリー新法の制定は、あくまで整備に関する促進法であり利用者の移動の権利を基本に考えられたものではありません。

障害者、高齢者をはじめ

皆が移動を利用する

権利を明確に

障害者、高齢者をはじめとして皆が移動の権利や移送を利用する権利を明確に保障してその権利を正当に行うことのできる交通政策であってほしいと思います。その一つの手段として移送サービス活動が行われてい

相談役 江頭 博幸

答える様子を見て、思った。

そんな気持ちで...

ならないで

「そんな気持ちで看護師にならないでよ」。

看護師をめざし、受験真つ只中の妹は絞り出すように言った。「そんな気持ちでなっても続かへん」。その通りだ。

私は高校卒業後、市役所に勤めている。同期には看

ます。

「さわやか」も福祉有償運送として公共交通機関では移動困難な方の手伝いをしています。市民の方々への認識が薄く福祉有償運送を理解していただけてないと思います。

これから私たちは、社会情勢をいち早くキャッチして高齢者や障害者はもちろん移動困難な人の手助けを目的として、一般市民の方々への理解と協力のお願いに力を入れていかななくてはならないと思います。



看護師も数十人が辞めた。

高度な技術が要求される

「命の現場」

「しんどい」「もう無理」「耐えられない」、そんな声をいくつも聞いた。体力的にも、精神的にも常にぎりぎりの高度な技術が要求される「命の現場」に、誰もがたやすく入れるはずがない。

がんと闘う祖父の姿を見て、妹は看護師を志した。そして看護大学合格を果たした。しっかりと学び、その強い笑顔が現場で輝けますように、お姉ちゃんに祈っている。

これは、朝日新聞三月二

十三日の「声」の欄に載った、二〇歳の綾部市職員・女性の投書です。

この投書は、二つの意味があると思います。

就職可能な職業を

選択せざる得ない現実

一つは、憲法では、職業選択の自由が保障されていますが、現実には、就職が可能な職業を選択せざるを得ない厳しい現実があること。



職業を安易に

選んではいけない

あと一つは、職業は安易に選んではいけないことだと思えます。

学校が偏差値だけで、生徒の進路を決めているようですが、...

僕らのころは、医者になりたいたい人が医学部へ、物理の勉強がしたい人は物理学部に進学していました。就職率が良いと言う理由で、進学するとは、何と厳しい世の中になったのかと、思う今日この頃です。